

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和３年３月１２日
招 集 年 月 日	令和３年３月２３日
招 集 場 所	知立市中央公民館 １階 大会議室
参 集 時 間	午後１時５８分、農業委員１４名、推進委員４名、市民部長及び事務局３名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：１ 杉原敬浩 ２ 高村昭広 ３ 林勝則 ４ 毛受浩 ５ 高木芳夫 ６ 永田治男 ７ 杉浦直美 ８ 石原國彦 ９ 鈴木和幸 １０ 藤井公人 １１ 池田とみゑ １２ 竹本有基 １３ 岡田均 １４ 成瀬廣美 推進委員：１５ 平澤信幸 １６ 中野明夫 １７ 岡田教孝 １８ 石川勝幸 計１８名
事 務 局	近藤事務局長、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠 席 委 員	なし
途 中 退 席	２ 高村昭広 （議案第５号２番審議中（農業委員会等に関する法律第３１条：議事参与の制限））
開 会 時 間	午後２時０６分 開会宣言 総会規則第７条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日 程 第 一	午後２時０７分 議事録署名委員の指名 ７．杉浦 直美 １０．藤井 公人 委員を指名します（会長）
日 程 第 二	議案の審議
第 １ 号 議 案 １ 番	農地法第３条の規定による許可申請について 【議案第１号１番について取下げのあった旨を説明】 事務局：こちらは、昨日令和３年３月２２日付けで、許可申請に対する取下げ願いがあ りましたので、ご報告いたします。つきましては、議案第１号については取下 げとなりますので、よろしくお願いいたします。 （午後２時０９分）
第 ２ 号 議 案 １ 番	農業振興地域整備計画変更に係る協議について 【議案第２号１番について議案書をもとに説明】 会 長：何かご意見、ご質問等がありますか。 委員１：借地している駐車場で満了を迎える駐車場の位置はどこですか。

	事務局：現在、3か所の駐車場を借りていますが、そのうちの1か所が契約満了されるとのことです。場所については、11ページ図面の●●●●の工場の西側部分に西中町荒新切と記載がされたあたりの一角に畑が南北に続いている場所があるかと思います。そちらの一番北側の畑の西側の台形の部分に位置し、現在6台分を借りられています。他の2か所については、今後も継続して借りられると聞いています。 委員1：以前から申出者が駐車場を探していたので、ようやく見つかったのだなと思います。 会長：先ほどの事務局からの説明のとおり、耕作者である委員1の影響はないと考えてよいですか。 委員1：耕作をしにくい圃場であるので問題ありません。 委員3：●●●●の敷地内に道路らしきものが見えますが、この道路は現在もありますか。新幹線沿いに向かって新幹線の下を通るトンネルへ続くであろう道路です。 道路は土地改良事業で作った道路かと思いますが、工場の西側にも新たに増設された道路があるかと思います。真ん中の道路が邪魔であるため、道路を西側に付け替えたということはないですか。 事務局：そこまでの確認はしておりませんが、手前のトンネルは現地確認をしましたが、昔からある用水が真ん中に走っているようなトンネルであるため、おそらく農業用ではないのではと推測しております。 委員1：工場西側の道路は昔からあるため、付け替えではないです。 会長：道路が途中でなくなっている土地の西側道路は昔からあるということですね。 委員3：拡張した土地はいつ頃農振除外を行ったのですか。 会長：西側の工場は昔からあり、拡張したのは東側の土地であると思います。 委員3：西側、東側工場いずれも農振除外を行っていますか。 事務局：現在、申出されている書類上では確認できないため、この場でのご回答をしかねます。 委員3：工場拡大のために、貴重な農振地域の土地を潰していくことに対して、5要件に照らして検討していくという話ではありますが、第1号要件の「必要かつ適当」という解釈については難しいと思います。ここについては、しっかりと農業委員会で議論をする必要があると私は思います。 事務局：事務局としましては、第1号要件の基準については、明確ではありませんが、おっしゃられたとおり、農地を保全するという観点から、相談があった場合でも、見込みがないという回答をしているケースも多くあります。今回のケースは見込みがあるとしたうえで、案件が出ております。今後も、明確に基準を設けるということは難しいと思っております。 委員3：そのうえで、この案件は明治用水のかんがい排水事業の対象外の土地であるため、27号要件に該当しませんが、27号要件にあたる場所での工場の拡
--	--

	張等がでてきた際に、２７号の内容と審議をする必要があると思います。しかし、今までの事例を見ても、農業者の雇用に繋がるということや、兼業農家を助けて、農業の維持をしていくという有利な材料であるという理由であてはめています、今回の案件のような事例で、雇用促進につながるようなデータがあれば教えてください。 事務局：今回の案件について、事業者へ地域の兼業農家についての雇用割合等を確認したという事実はありません。 委員３：農振除外については、農家にとって有利に働くような内容である必要があると思いますので、今後もしっかりと検討していただきたいと思います。 会 長：議案の内容については、事務局の説明のとおり農振除外の５要件及び農地法上も許可相当ということで問題ありませんか。 委員 11：県の見込みもいただいているということですが、工場の隣接した土地ということで使い勝手が良いということであったと思います。代替地については、判断基準としてどの程度の範囲で検討すればやむを得ないと判断するのでしょうか。 事務局：今回の申出については、荒新切地内でも７筆、農用外地域についても８筆検討したうえで、交渉にいたらなかったということであります。範囲についてはここまでは調べてほしいということがあれば事務局からも指導はしておりますが、具体的に半径何m以内ということは定めておりません。 会 長：他に意見等がなければ、意見なしといたします。 (午後２時３５分)
議案第３号 １番	農業振興地域整備計画変更に係る協議および農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の５第１項第２７号に基づく計画（２７号計画）に対する意見について 【議案第３号１番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん何かご意見等ございますか。 委員 14：事務局の説明のとおりです。 委員 11：前回の議案の際に、多数ご意見がありましたが、今回は、前回以上に代替地等を調べていただいたかと思います。私も実際に現場を見に行ってきましたが、辺りに駐車場として利用できそうな土地はありませんでした。申出地の所有者宅の東側に土地はありますが、交渉が成立しないということでありまして、事務局説明のとおり要件を満たしているということであれば、やむを得ないと思います。 委員 17：申出地で今回農振除外を認めたとして、数年後に、また駐車場が足りなくなったからという理由で、隣地で改めて申出があった場合に、食い止める手立てはあるのでしょうか。 事務局：このマンションが改めて台数が必要となった場合に、社会通念上やむを得な

	いという理由があった場合は、除外可能になるかと思います。ただし、今回の農振除外に関しては、大前提としてマンションと土地が接しているということが要件になるため、他の案件では、この要件が防ぐ手立てになるかと思います。 委員 2：他人に貸すということは良いのですか。 事務局：農地法の要件として、自身以外が使用する駐車場等は、原則として、利用者が 9 割以上決定しているという点と利用者の施設から土地が隣接しているという 2 点の要件が整えば、認めていけるものという運用であるため、一定の規制はあるかと思います。 会 長：代替地についての調査はどのくらいしていただいたのでしょうか。 事務局：前回の農業委員会からの意見を踏まえて、候補地の範囲を広げて 21カ所を で検討いただきましたが、いずれも交渉不成立でありました。 委員 13：申出については、やむを得ないものと思いますが、申出地の東側が一部農地 として残す計画になっていますが、こちらは今後、耕作する予定があるので しょうか。 委員 2：以前は、アグリが利用権設定をしていました。しかし、駐車場の話があったた め、しばらくはご自身で耕作するという話でしたが、実際は、現在休耕状態で す。 事務局：残る農地については、所有者が畑を耕作していきたいという考えがあり、給水 バルブも付替えを行う計画であることを確認しています。 委員 3：衣浦豊田道路の下に高架下駐車場がありますが、あちらについては検討いた だきましたか。 事務局：猿渡川より南側につきましては、検討いただいております。 委員 3：今回 27 号計画の G 2「農村集落の活性化」に合致すると判断していますが、 これが、マンションの駐車場を設置することにより実現するのでしょうか。 そもそも、マンションの駐車場不足を農用地で行うという行為は筋が通らな い気がします。 会 長：現在ある計画、基準や要件と照らし合わせて議論していくということしかな いかと思います。現在の計画の内容が不十分であるということであれば、そ ちらについては、今後検討していくことが必要かと思います。 委員 3：27 号計画の内容をもう少し厳密化して検討していく必要があるかと思いま す。農振除外の 5 要件については、第 2 号から第 5 号までは、当然の要件であ ります。第 1 号要件の「必要かつ適当」という部分の知立市としての解釈につ いて、お伝えいただきたいと思います。 委員 13：27 号計画内の附図 8 号の中で黄色い部分は何を示しているのでしょうか。 事務局：黄色部分については、農業振興地域内農用外になります。こちらでも交渉はいた だきましたが、不成立でした。 委員 15：前回、農業委員会で意見が出ましたが、なぜ再度案件があがってきたのでし
--	---

	ようか。 会 長：前は、案件に対して、代替地がないのかという意見がありました。それを踏まえて、代替地を再検討いただきましたが、代替地がなかったため、再度申出があったものです。 会 長：他に意見等がなければ、意見なしといたします。 (午後 3 時 2 7 分)
議案第 4 号 1 番 2 番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第 4 号 1 番、2 番について議案書をもとに一括説明】 会 長：1 番案件について地元委員さん補足説明はありますか。 委員 14：事務局説明のとおりで問題ありません。 会 長：2 番案件について地元委員さん補足説明はありますか。 委員 2：申請者も高齢になり、耕作が困難になったため、やむを得ないと思います。 会 長：他にご意見、ご質問等なければいずれも証明することといたします。 (午後 3 時 2 9 分)
議案第 5 号 1 番 2 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 【議案第 5 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：何かご質問、ご意見等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは承認することといたします。 (午後 3 時 3 1 分) 【議案第 5 号 2 番について議案書をもとに説明】 (委員 2 退出) 会 長：何かご質問、ご意見等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは承認することといたします。 (午後 3 時 3 3 分)
日程第 3 報告案件 1 号 2 号 3 号 4 号	会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。 委員 3：報告第 2 号 1 番案件について、転用目的が住宅建築となっており、現況も宅地となっています。図面を見る限り道路になっているかと思いますが、実際はどうなっているのでしょうか。 委員 13：実際に現場を見に行きましたが、住宅は建築していますが、申請地の現況は道路かと思うので、図示してある部分がずれているだけで問題ないのではないかと思います。

	事務局：次回総会時までには詳細を確認いたします。 会 長：報告第３号について事務局から説明はありますか。 事務局：報告第３号について農業委員会の適正な事務実施に基づいて、毎年検討・作成をしているものです。総会後に３０日間の意見募集期間を経て県に報告し、ホームページでの掲載を予定しています。内容についてご意見等ありましたらお申し出ください。 委員３：内容についての説明はないのですか。農業委員会での意見聴取はないのでしょうか。 事務局：それを踏まえて事前に送付させていただいておりますので、ご意見等があればお願いいたします。 (午後３時４２分)
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・令和３年度総会予定表の配布について（事務局） 7月総会 オリンピック開催に伴う、祝日に伴い、開催日を変更。 （変更前）７月２２日 ⇒ （変更後）７月２１日 ・特定生産緑地指定の申出状況について（令和３年３月１８日時点）（事務局） 対象者１８９名に対し提出者数１２９名（提出率６８．３％） 筆数ベースで換算すると、全体の６８．５％にあたる３５３筆が提出済みです。 ３５３筆のうち８３．８％にあたる３１１筆が特定生産緑地指定を希望しており、 １１．６％にあたる３９筆が希望しない状況です。 今後のスケジュールについては、令和３年３月３１日を特定生産緑地の申出の一次 締切としており、その後未提出者へ申出書の再送付を行い、令和３年６月３０日を 最終の申出受付締切としておりますので、委員のみなさまも地元の農業者のみなさ まへ周知いただきますようお願いいたします。 ・令和３年３月１日時点の利用権設定状況を色分けした図面をご用意していますので、 ご参考にしてください。（事務局） (午後３時５７分)
閉 会 時 間	午後３時５７分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。